



平成29年12月22日

智里西自治会

会長 熊谷 秀二 様

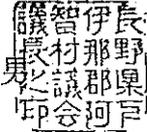
(有) 戸沢開発

社長 渋谷 久利 様

(株) 野熊の庄 月川

社長 熊谷 時雄 様

阿智村議会議員 高坂和男



「公開質問書」の回答

平成29年9月26日付けで提出いただいた標記のことについて、下記のとおり回答いたします。

記

1、リフレッシュふるさと推進事業について

さまざまな経過を経て、現在は新しい賃貸借契約が結ばれており、それを基本に村と将来を見据えた協議の上、大方の村民が理解できる方法で解決することが大切と考えます。

2、月川の国税課徴金について

懇談会の場で、十分な説明ができなかった反省はありますが、正確を期すために持ち帰ったものです。決して「印象操作」を意図したものではありません。月川関係者からの聞き取りを行った上で、自治会懇談会回答書にてお答えいたしました。

なお、具体的な金額については、当方の判断で削除いたしました。

3、議員による流言飛語について

皆様が言われるような言動をした者がいるか全員協議会で確認したが、そのような議員はいませんでした。

4、特定議員による説明会について

新人議員が任意で自ら講師を招いて学習会を開催したものであり、議会、事務局を介したものではありません。



平成29年12月22日

熊谷 時雄 様

阿智村議会議員 高坂和男

長野県
伊那郡
阿智村
議会
議員
印

「最近の議会運営に対する意見と質問」の回答

平成29年9月21日付けで提出いただいた標記について、下記のとおり回答いたします。

記

意見と見解

当議会は、議案審議や課題協議にあたっては行政の説明や関係者からの聴取のほか、過去の書類や会議記録等を確認するなどして、貴殿が“願うもの”とされる、正に「事の本質を見極める努力」を行って、議員各自が判断し結論（議決）を導き出しました。

「住民主体の村づくり」、「協働の村づくり」を旗印に「住民との合意形成手法」、「何より関係する住民の意見を尊重して事の実を議員同士が共有する中であるべき結論を導き出していきたい。」とする貴殿のお考えは、大切なことでもあります。一方、「議員は全体の代表者であり、奉仕者であるという全体的な立場に立ち、議会は行財政運営や事務処理が全て適法・適正に、しかも公平・効率的に、そして民主的に成されているかどうかを批判し監視する」という議員の本質と議会の使命もあると考えます。

当議会では、今後も「住民主体の協働の村づくり」理念の本質を追求しながら、議会の地位の重要性を認識し間違えのない自治体の意思決定を行っていきます。

質問と回答

- 1、3月時点で、指定管理施設が22あると明記されましたが
イ、営業利益施設・商業施設の定義について

そもそも指定管理者によって管理させることができる公の施設（地方自治法第244条に基づく施設）における、「営業利益施設・商業施設」の定義は、議会ではないと考えています。

※・地方自治法第244条

普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

・地方自治法第 244 条の 2

普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に 特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない

ロ、2 2 施設の内、イで定義される施設はいくつあるのか
したがって、議会としては数えることはできません。

※なお、現在の阿智村の指定管理施設は 19 です。

2、治部坂高原交流施設議決に関連して

イ、ロ、3月27日臨時議会と矛盾していないか。審議に当たってイの関連で審議が尽くされたのか。

定義がない中であり、この指定管理者の指定の議決に関して、質問事項を根拠にした審議を行っていません。

ハ、改修を村費で行う必要性について

条例上、治部坂高原交流施設は公の施設です。公の施設を新たな指定管理者に委託を開始するにあたっては、村が施設の改修をするのは当然の措置であると考えます。

※ 治部坂高原交流施設設置条例（平成 22 年制定）

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 の 2 第一項の規定に基づき、治部坂高原交流施設（以下、「交流施設」という。）の設置及び管理などに関し必要な事項を定めるものとする。

3、「ふるさと村自然園」の指定管理者の募集を行っているが、1、との関連でどのように位置づけるのか

2と同様です。改修についても、2の考え方と同じです。

※ 阿智村ふるさと村自然園の設置及び管理に関する条例（平成 21 年制定）

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方自治法第 244 条第 1 項の規定に基づき、自然環境のすぐれた緑地及び森林の保護と、その利用増進による自然に親しむ休養の機会の提供及び観光の用に供することによる地域の活性化に資する施設として設置する阿智村ふるさと村自然園（以下「自然園」という。）の設置及び管理運営等について必要な事項を定めるものとする。